

別表 [FENIC S CloudProtect WEBプロキシ (アドバンスド)]

1. ネットワークサービスの提供

当社 (以下「乙」という) は、ネットワークサービスの利用者 (以下「甲」という) に対し、第3項記載のネットワークサービス (以下「本ネットワークサービス」という) を提供します。

2. ネットワークサービスの概要

本ネットワークサービスは、甲設備からの不正および不適切なインターネット上のWEBサイト (以下、WEBサイト) へのアクセスをフィルタリングすることで、よりセキュアなWEBサイトへのアクセスを可能とするネットワークサービスです。

なお、本サービスは、セキュリティ・リスクに繋がるすべての事象から甲を完全に保護するものではありません。

FENIC S CloudProtect WEBプロキシ

└──基本サービス (アドバンスド)

└──オプションサービス

└──振る舞い検知オプション

└──次世代ファイアウォールオプション

└──情報漏洩対策オプション

└──アセットセキュアアクセス

3. ネットワークサービスの内容

(1) 基本サービス (アドバンスド)

a. 初期設定

乙は、甲の利用者がWEBサイトにアクセスする際に、サービス詳細説明書記載の機能を利用できるよう乙所定の作業を実施します。なお、既に乙が甲に提供するFENIC S CloudProtect WEBプロキシ 基本サービス (スタンダード) (以下、「スタンダードサービス」という) を利用しており、本ネットワークサービスに変更する場合は、本サービスは不要です。

b. 基本機能提供

乙は、サービス詳細説明書記載の基本機能を本サービスの実施期間中継続して提供します。

(2) オプションサービス

乙は、サービス詳細説明書記載に従って以下のオプション機能を提供します。

a. 振る舞い検知オプション

b. 次世代ファイアウォールオプション

c. 情報漏洩対策オプション

d. アセットセキュアアクセス

4. 提供時間帯

本ネットワークサービスにおける基本機能およびオプションサービスの提供時間帯は、乙所定のメンテナンスの時間を除き24時間365日とします。ただし、利用規約に基づき、乙は本ネットワークサービスの提供を中断することができるものとします。

5. サービス障害受付および対応時間帯

本ネットワークサービスの障害受付および障害対応を実施する時間帯は、24時間365日とします。ただし、別途甲が準備するサービスについての障害受付および障害対応は、本ネットワークサービスの対象外とします。

6. 料金月

本ネットワークサービスにおける料金月は、毎月末日締めとし、当月1日から当月末日とします。

7. サービスの実施期間について

本ネットワークサービスの利用料のサービス実施期間については、利用規約の定めにかかわらず、第12項品目一覧の備考記載のとおりとします。

8. 中途解約について

甲は、利用規約の定めにかかわらず、前項で定める期間の満了前に、本ネットワークサービスの全部または一部を中途解約する場合、甲の中途解約希望料金月の前料金月の中途解約対象サービスの利用料金 (1か月に満たない期間内に中途解約した場合、当該中途解約日までに発生した利用料金の1日の平均額に30を乗じた金額とします。) に残存期間月数を乗じた金額に相当する金額を、中途解約日までに乙に一括で支払うものとします。なお、基本サービスの解約により、オプションサービスも同時に解約されたものとみなします。

9. サービス実施期間の更新について

利用規約の定めにかかわらず、本ネットワークサービスの実施期間は自動更新しないものとし、実施期間満了後に本ネットワークサービスを継続利用する場合、利用規約の定めにかかわらず、甲は、実施期間満了の1ヶ月前までに乙が定める手続きを行うものとします。

10. 留意事項

(1) ご契約数

本ネットワークサービスは、本ネットワークサービスを利用する甲の利用者の数 (以下「契約者数」という) に応じて料金を定めるものとします。ただし、最低契約者数は、基本サービス、振る舞い検知オプション、次世代ファイアウォールオプションおよび情報漏洩対策オプションは500、アセットセキュアアクセスは250、AppコネクタおよびLog転送機能はアセットセキュアアクセスの契約者数とし、実際に本ネットワークサービスを利用している契約者数が最低契約者数に満たない場合でも最低契約者数を利用したとみなすものとします。また、サービス実施期間内における契約者数は増加のみ可能で、減少はできないものとします。

(2) 通信の秘密

a. ネットワークサービス条項第7条第2項第(6)号として、次の内容を加えるものとします。

乙がネットワークサービスの実施の過程で得た情報の集計および分析を行い、統計資料を作成し、ネットワークサービス、乙の環境ならびに乙の製品およびサービスの安全性向上等のために限定して利用および処理する場合

b. ネットワークサービス条項第7条第2項第(7)号として、次の内容を加えるものとします。

乙がネットワークサービスの実施の過程で分析した情報を、当該情報が甲の情報であることが識別できないように加工したうえで、情報セキュリティの研究、開発、改善、啓蒙またはその他の目的のために、利用および公表する場合

11. その他の事項

a. 甲は、本ネットワークサービスの利用にあたり、Zscaler, Inc. (以下「Zscaler社」という) と甲の間で、Zscaler社が定める「End User Subscription Agreement」 (以下「EUSA」という) を別途締結する必要があります。

b. 本ネットワークサービスに含まれるZscaler社が提供するクラウド型Webセキュリティサービス (以下「Zscalerクラウドサービス」という) にはEUSAが適用され、本契約、利用規約および本別表とEUSAの内容が矛盾または抵触する場合には、EUSAの内容が優先するものとします。

- c. Z s c a l e rクラウドサービスの範囲およびその機能・仕様については、E U S Aに記載のとおりとします。
- d. 甲とZ s c a l e r社との間のE U S A契約が事由の如何を問わず終了した場合、本契約も同時に終了するものとします。
- e. 乙は、Z s c a l e r社およびその販売代理店との契約条件が、理由の如何を問わず変更または終了した場合には、甲に対し何ら責任を負うことなく、ただちに本契約の条件を変更または本契約を解除することができるものとします。
- f. 本ネットワークサービスの実施期間において、利用停止等により甲が本ネットワークサービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払は、当該利用停止等が、乙の故意または重大な過失に基づくものでない限り、甲が引き続きその義務を負うものとします。
- g. 甲は、料金の支払を不当に免れた場合は、その免れた額その他、その免れた額の2倍に相当する額に消費税等相当額を加算した額を割増金として乙が別に指定する期日までに支払うものとします。
- h. 利用規約の定めに関わらず、甲は契約金額について支払い期日を経過してもなお支払が無い場合には、支払い期日の翌日から支払の前日までの日数について、月1.5%の割合または法令により認められる上限の割合のいずれか低い方の割合で計算して得た額を遅延損害金として、乙が指定する期日までに支払うものとします。
- i. Z s c a l e r社、販売代理店および乙が、甲の責に帰すべき事由により本ネットワークサービスの提供ができなくなったときは、乙は、該当するネットワークサービスにかかる契約を解除することができるとともに、損害を被った場合には、甲に当該損害の賠償を請求できるものとします。
- j. 乙は、E U S Aに別段の定めがある場合を除き、Z s c a l e rクラウドサービスの提供につきいかなる保証も行わないものとします。
- k. 甲がZ s c a l e rクラウドサービスについての問い合わせを行う場合には、Z s c a l e r社が定めるZ s c a l e r管理ポータルの問い合わせ窓口から行うものとし、ます。ただし、甲が自ら提供する甲設備に故障等のないことを確認したうえで実施するものとします。
- l. Z s c a l e r社の故意または重大な過失に帰すべき理由により、Z s c a l e rクラウドサービスが全く利用できない状態にある場合であっても、乙は、E U S Aに別段の定めがある場合による場合を除き、一切責任を負わないものとします。
- m. 甲は、日本国外における本ネットワークサービスの利用について、Z s c a l e r社がE U S Aにて規定する禁輸国または本契約後に禁輸国となった他の国もしくは地域からのアクセス、およびネットワークサービスで提供されるツールを使用しないものとします。
- n. 乙および販売代理店は、本ネットワークサービスに係る甲の管理者その他の者の氏名および住所等をZ s c a l e r社に通知することがあります。
- o. 本ネットワークサービスを構成する全ての著作権、産業財産権、知的財産権その他一切の権利は、乙、Z s c a l e r社その他の正当な権利者に帰属しており、甲に譲渡するものではなく、本契約、利用規約および本別表に別に定める場合を除き、甲に対し使用許諾等するものではありません。
- p. 乙は、理由の有無に関わらず、甲に対して30日以上前に通知することにより、本ネットワークサービスの全部を廃止し、本契約を解約することができるものとします。ただし、この30日の期間は、やむをえない事情がある場合には短縮できるものとします。
- q. 甲が本ネットワークサービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合または、第三者からクレーム等の請求がなされた場合、甲は、自己の責任でこれを解決し、乙にいかなる責任も負担させないものとします。
- r. 乙は、本契約、利用規約および本別表の別段の定めがある場合および乙の故意または重過失による場合を除き、本ネットワークサービスの不具合・故障、第三者による本ネットワークサービスへの侵入、商取引上の紛争、その他の原因を問わず、何らの責任も負担しないものとします。

12. 品目一覧

本ネットワークサービスの品目は、以下のとおりとします。

品名	型名	備考	支払種別	単位
CloudProtect Webプロキシ 基本サービス (アドバンスド) 初期費	NS2F230S	甲乙別途協議のうえ定 めるサービス実施開始 日からサービス実施完 了まで	従量料金制 (一括払)	式
CloudProtect Webプロキシ 基本サービス (アドバンスド) 利用料	NS2F271G	サービス開始日から3 年間	従量料金制 (月額払)	式
CloudProtect Webプロキシ 基本サービス (アドバンスド) 継続利用料3年	NS2F272G	サービス開始日から3 年間	従量料金制 (月額払)	式
CloudProtect Webプロキシ 振る舞い検知利用料	NS2F273G	サービス実施開始日か ら基本サービス 利用 料の実施期間終了まで	従量料金制 (月額払)	式
CloudProtect Webプロキシ 振る舞い検知継続利用料3年	NS2F274G	サービス実施開始日か ら基本サービス 継続 利用料の実施期間終了 まで	従量料金制 (月額払)	式
CloudProtect Webプロキシ 次世代ファイアウォール利用料	NS2F275G	サービス実施開始日か ら基本サービス 利用 料の実施期間終了まで	従量料金制 (月額払)	式
CloudProtect Webプロキシ 次世代ファイアウォール継続利用料3年	NS2F276G	サービス実施開始日か ら基本サービス 継続 利用料の実施期間終了 まで	従量料金制 (月額払)	式
CloudProtect Webプロキシ 情報漏洩対策利用料	NS2F277G	サービス実施開始日か ら基本サービス 利用 料の実施期間終了まで	従量料金制 (月額払)	式
CloudProtect Webプロキシ 情報漏洩対策継続利用料3年	NS2F278G	サービス実施開始日か ら基本サービス 継続 利用料の実施期間終了 まで	従量料金制 (月額払)	式
CloudProtect Webプロキシ アセットセキュアアクセス 初期費	NS2F280S	甲乙別途協議のうえ定 めるサービス実施開始 日からサービス実施完 了まで	従量料金制 (一括払)	式
CloudProtect Webプロキシ アセットセキュアアクセス 利用料	NS2F281G	サービス開始日から3 年間	従量料金制 (月額払)	式
CloudProtect Webプロキシ アセットセキュアアクセス 継続利用料3年	NS2F282G	サービス開始日から3 年間	従量料金制 (月額払)	式
CloudProtect Webプロキシ アセットセキュアアクセス Appコネクタ利用料	NS2F283G	サービス実施開始日か らアセットセキュアア クセス 利用料の実施 期間終了まで	従量料金制 (月額払)	式
CloudProtect Webプロキシ アセットセキュアアクセス Appコネクタ継続利用料3年	NS2F284G	サービス実施開始日か らアセットセキュアア クセス 継続利用料の 実施期間終了まで	従量料金制 (月額払)	式
CloudProtect Webプロキシ アセットセキュアアクセス Log転送機能利用料	NS2F285G	サービス実施開始日か らアセットセキュアア クセス 利用料の実施 期間終了まで	従量料金制 (月額払)	式
CloudProtect Webプロキシ アセットセキュアアクセス Log転送機能継続利用料3年	NS2F286G	サービス実施開始日か らアセットセキュアア クセス 継続利用料の 実施期間終了まで	従量料金制 (月額払)	式

[変更内容]

(2021年2月22日) 本別表を適用します。